

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第一号

### 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(広島県立自然公園条例の一部改正)

第一条 広島県立自然公園条例(昭和三十四年広島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 公園計画及び公園事業(第六条―第十条)」を「第三章 公園計画  
第三章の二 公園

(第六条・第七条) に改める。

事業(第七条の二―第十条の七)」

第一条中「図り、もつて」を「図ることにより、」に改め、「資する」の下に「とともに、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。

第二条第二号中「施設」を「事業」に改める。

「第三章 公園計画及び公園事業」を「第三章 公園計画」に改める。

第六条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「又は公園事業」を削り、「公示しなければ」を「公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければ」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、「又は公園事業」を削り、同項を同条第二項とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

#### 第三章の二 公園事業

(公園事業の決定)

第七条の二 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、公園事業の廃止又は変更について準用する。

第八条第二項及び第三項中「知事」を「規則で定めるところにより、知事」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定め

るところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二条第三号に規定する規則で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第八条に次の六項を加える。

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。

）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町にあつては知事に協議し、その同意を得なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第三章の二中第十条の次に次の六条を加える。

（改善命令）

第十条の二 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があるときは、

第八条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第十条の三 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない

法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継す

る法人（以下この項において「合併法人等」という。）が市町である場合にあっては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が県及び市町以外の法人である場合にあっては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対して第八条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。  
（公園事業の休廃止）

第十条の四 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（認可の失効及び取消し等）

第十条の五 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第八条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第八条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第八条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

一 第八条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。

二 第八条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。

三 第十条の二の規定による命令に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第八条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第十条の六 知事は、第八条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行うとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十条の七 知事は、第八条第三項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十一条第三項ただし書中「当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為若しくは第六号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為又は」を削り、「行う行為」の下に「又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項第十四号を同項第十七号とし、同項第十一号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、同項第十号中「（以下この号において「指定動物」という。）」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第十一条第三項第九号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第十一条第三項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第十一条第五項中「特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第三項各号に掲げる行為又は同項第六号に規定する物が指定された際同号に掲げる」を「第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「その指定又は区域の拡張の」を「同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた」に改め、同条第七項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」とを「木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十一号又は第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよう」とに改める。

第十二条第三項中「次条第一項」の下に「又は第七項」を加え、同項第一号中「第十六条第二項」を「第七十九条第二項」に、「第五十六条第一項後段」を「第六十八条第一項後段」に、「第五十六条第三項」を「第六十八条第三項」に改める。

第十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。  
第十三条に次の二項を加える。

7 自然公園の利用者であつて規則で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができる。

8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第五項中「亡失」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失」と、第六項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち

入る者」と読み替えるものとする。

第十四条第六項中「同条第一項から第五項まで」を「同条第一項、第二項から第五項まで（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）及び第七項」に改める。

第二十二條第一項中「付せられた」を「付された」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第二十三條の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第二項中「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ」を「立ち入り」に改め、同条第三項中「に規定する」を「の規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第二十五條第二項中「、当該職員をして」を削り、「ときは」の下に「、その職員に」を加え、同条第三項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第三十八條第一項中「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ」を「立ち入り」に改め、同条第二項中「当該職員をして」を「その職員に」に改め、同条第四項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第三十九條第一項中「付せられた」を「付された」に改める。

第四十一條中「第二十二條第一項」を「第十条の六第一項又は第二十二條第一項」に改める。

第四十二條第三号中「付せられた」を「付された」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号中「第十三條第一項」の下に「又は第七項」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第八条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）

二 第八条第十項の規定により認可に付された条件に違反した者

第四十四條中「第二十一條第二項」を「第十条の二、第二十一條第二項」に改める。

第四十五條中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「規定による」を「規定に違反して、」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同条第一号中「第十三條第五項」の下に「（同条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第十条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十七条中「第十三条第六項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第八条第九項、第十条の四又は第十条の五第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）

二 第十三条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、立入認定証を携帯しないで立ち入った者

（広島県自然環境保全条例の一部改正）

第二条 広島県自然環境保全条例（昭和四十七年広島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「定め、」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第十二条第二項第二号中「係る」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第十三条第一項第二号及び第四号中「すぐれた」を「優れた」に改める。

第十四条第一項及び第二項第四号中「施設」を「事業」に改め、同条第三項中「公示しなければ」を「広島県報で公示し、かつ、その県自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第十六条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項ただし書中「第七号」を「第十号」に、「又は第六号」を「第六号」に改め、「行うもの」の下に「又は第七号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第十六条第四項に次の一号を加える。

十二 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼす

おそれがある行為で規則で定めるもの

第十六条第五項中「附する」を「付する」に改め、同条第八項中「特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第四項第一号から第六号までに掲げる行為に着手し、又は同項第七号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に掲げる」を「第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該」に、「指定又は区域の拡張の」を「規制されることとなつた」に改める。

第十八条第六項第一号から第三号までの規定中「行なう」を「行う」に改める。

第十九条第一項中「附せられた」を「付された」に改め、同条第二項中「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第二十一条第一項中「行なう」を「行う」に改める。

第二十三条第一項及び第二項第三号中「施設」を「事業」に改める。

第二十五条第一項ただし書及び第七項第一号から第三号までの規定、第二十七条並びに第二十八条中「行なう」を「行う」に改める。

第四十条第一項中「附せられた」を「付された」に改める。

第四十四条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第四十五条中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「付せられた」を「付された」に改める。

第四十六条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第四十七条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を加える。

(広島県自然海浜保全条例の一部改正)

第三条 広島県自然海浜保全条例(昭和五十五年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「三万円」を「三十万円」に改める。

(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例の一部改正)

第四条 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例(平成三年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第六号中「第十三条第三項又は第十四条第三項」を「第二十条第三項又は第

二十一条第三項」に改める。

第十八条第三項中「第十四条第三項」を「第二十一条第三項」に、「第二十六条第一

項」を「第三十三条第一項」に改める。



(広島県都市公園条例の一部改正)

第五条 広島県都市公園条例(昭和五十五年広島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、第一条中広島県立自然公園条例第十二条第三項第一号の改正規定並びに第四条及び第五条の規定は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第四十七号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

(広島県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の広島県立自然公園条例(以下この項において「新条例」という。)第十条の六の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第八条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(規則への委任)

4 前二項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。